

障害福祉サービス等支給決定等に係る情報の提供について

1 概要

指定障害福祉サービス事業者等においてサービス等利用計画の作成や障害福祉サービス等を提供するにあたり、当該利用者の支給決定情報など横浜市が保有する情報を必要とする場合は「横浜市障害福祉サービス等支給決定等に係る情報の提供に関する取扱要綱」に基づき、次の手順により、本人の支給決定等を行った区役所にお申込みください。

2 提供できる情報

- (1) 在宅援助記録票
- (2) 認定調査票（概況調査）
- (3) 認定調査票（特記事項）
- (4) 認定審査会資料（コンピュータにより出力された、調査結果の分かるもの）
- (5) 医師意見書

3 情報提供の対象者

本人とサービス等利用計画の作成、障害福祉サービス等の提供に係る契約を締結している又は予定している指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、基準該当事業所及び地域生活支援事業登録事業者

4 申込みの手続き

- (1) 職員証等の提示
情報提供の対象者であることが確認できる職員証や指定書などの書類を提示してください。
- (2) 契約書の提示
本人と契約又契約の締結を予定していることが確認できる契約書（予定の場合は案）を提示してください。
- (3) 情報提供申込書の提出
「情報提供申込書」に必要事項を記入のうえ提出してください。

5 留意事項

- (1) 郵送で申し込まれる場合は、契約書や職員証等の写しや情報提供申込書とともに、必ず返信用封筒（角2形、切手貼付〈簡易書留〉（※日本郵便(株)が定める料金分）を同封の上、該当区役所に提出してください。
※ 例：令和8年4月時点
基本料金（定形外郵便物（規格内50gまで） + オプションサービス（簡易書留） 合計 490円
- (2) 申込みにあたっては、事前に書面による本人との同意が必要となります。
なお、同意書のフォーマットについては、「個人情報提供本人同意書の参考様式」を参照ください。
- (3) 要綱に記載する事項は必ず遵守してください。

【要綱に関する問合せ先】

横浜市健康福祉局障害施策推進課
電話：045-671-3601